

公募型プロポーザル方式に係る手続き開始のお知らせ

次のとおり、提案書の提出を求めます。

平成29年5月16日

世田谷区

1 業務概要

(1) 件名

妊娠期面接予約システム運営委託

(2) 業務内容

妊娠期面接予約システムの構築

区と協議の上、インターネット上に妊娠期の面接を予約するシステムを構築する。システムについては、以下の要件を満たしていること

ア. 操作性

- ・パソコン、スマートフォンの両方に対応したインターフェースをもつこと。
- ・文字の大きさ、入力欄の大きさ等に配慮し、妊婦に使いやすい画面であること。
- ・誤入力や操作中断に対して確認・修正やキャンセルが容易であること。

イ. 機能

- ・住所の町名、丁目、番を入力または選択すること等により、対応支所のスケジュールが現れること。
- ・妊娠週数等必要に応じた予約入力項目の追加等が可能なこと。
- ・一人が一度に行う面接予約数を制限できること。（多重予約の防止機能をもつこと）
- ・予約や変更に対して確認メールが送信されること、文面は支所ごとに設定できること。
- ・当日～3日前はネット予約できない等、運用にあわせた柔軟な予約日設定ができること。
- ・管理用のIDから予約の状況をダウンロードし、二次活用が可能なこと。
- ・管理権限の操作者を特定できるよう管理者IDを必要数（20以上）作成可能なこと。
- ・委託期間完了日までに、区と協議の上、区に対して、データレイアウト及びデータの引継ぎ等の対応が可能なこと。

ウ. 信頼性等

- ・システム内のデータについて、冗長化バックアップ等で適切に保護されていること。
- ・個人情報の保護について適切な管理を行っていること、また、信頼できる機関により認証されていること。
- ・権限のない者によるアクセスやデータの改ざんが行なわれないよう必要なセキュリティ設定がされていること。また、信頼できる機関により定期的なチェックを受けていること。
- ・システム解約時には、区の事業により作成された情報を削除できること。

エ. サポート体制

- ・システム導入前に基本サービス、カスタマイズについて相談ができること。
- ・管理画面の操作等について、研修または十分な説明を受けることができること。
- ・導入後、システムに不明な点があるときに電話等によるサポートが可能なこと。

妊娠期面接予約システムの運用

上記により構築した、妊娠期面接予約システムを安定して運用するための、システム維持管理と障害発生時の対応、運用の問い合わせに対する回答を行う。

(3) 履行期間(期限)

平成 29 年 8 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日まで(予定)

平成 29 年 7 月中の契約を予定

平成 29 年 8 月・9 月で構築作業実施(予定)

平成 29 年 10 月より、運用開始(予定)

契約は単年度ごととし、各年度における本事業の予算配当があること及び履行状況が良好であることを条件とする。予算の削減、減額、履行状況に問題があった場合等は翌年度以降の契約を締結しない場合がある。

当該システムの運用状況により、上記期間経過後も引き続き同じ事業者と運営委託契約を締結する場合がある。

2 参加資格

申し込み時点において、次の各事項をすべて満たす法人であることを必要とする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 第 1 項(同令第 167 条の 11 第 1 項において準用する場合も含む)の規定に該当する者でないこと。また、同条第 2 項(同令第 167 条の 11 第 1 項において準用する場合も含む)による措置を現に受けていないこと。
- (2) 世田谷区から入札参加禁止又は指名停止の措置を受けている期間中でないこと。
- (3) 会社更生法(昭和 27 年法律第 172 号)に基づく更生手続き開始の申し立て、又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づく再生手続き開始の申し立てがなされていないものであること。
- (4) 都道府県民税・市町村民税に滞納がないこと。
- (5) 人口 40 万人以上の自治体において、当該自治体で行っているインターネット上の「面接の予約システム」、「施設予約システム」、「病院での診察予約システム」等の予約受付システムに関する契約の実績を有していること。
当初のシステム納品後、保守契約もしくは運用契約を行っている場合は実績に含む。
「当該自治体で行っているインターネット上の予約受付システム」には図書館での図書予約受付システムは含まない。
- (6) プライバシーマークまたは情報セキュリティマネジメントの認証を受けていること。

3 提案書の提出者を選定するための基準

本件では提出者の選定は行わず、参加資格要件の確認のみを行う。

4 提案書を特定するための評価基準

提案は、以下の内容ごとに採点方式により評価する。

- (1) 実施体制に関する事項
- (2) 本業務の実施方針(作業スケジュール案、区が担うことも含む)
- (3) システム適合性
- (4) 提出者の過去における類似業務の実績

- (5) 業務内容に関する企画提案
- (6) システム及び画面の操作性に関する事項
- (7) システムの機能に関する事項
- (8) システム維持管理の信頼性に関する事項
- (9) 導入時、導入後のサポート体制に関する事項
- (10) 現在保有するシステムの事業への適合性に関する事項
- (11) カスタマイズの実施方法と提案に関する事項
- (12) 非常時対応に関する事項
- (13) 情報セキュリティの担保に関する事項
- (14) 追加提案に関する事項
- (15) その他

なお、提案書のほか、見積書及び、提出された提案書に基づき区から各参加事業宛に質問書をメールで送付（6月27日送付予定）し、回答（6月30日回答期限予定）された内容により評価を行う。

5 手続等

(1) 担当部課

担当（説明書受取、参加表明書および提案書の提出先）

世田谷区世田谷保健所健康推進課ころと体の健康担当 担当 鈴木、遠藤、志村

住所 〒154-8504 世田谷区世田谷4-22-35

電話 03-5432-2446

E-mail : SEA02244@mb.city.setagaya.tokyo.jp

(2) 説明書の交付期間、場所及び方法

交付期間 平成29年5月16日（火）～5月30日（火）

土曜・日曜・祝休日を除く。午前9時から午後5時まで。

世田谷区ホームページからダウンロード可または上記5（1）の窓口にて配布

(3) 参加表明書の受領期限並びに提出場所及び方法

受領期限 平成29年5月30日（火）

土曜・日曜・祝休日を除く。午前9時から午後5時まで。

提出方法 上記5（1）の窓口へ持参に限る。

(4) 提案書の受領期限並びに提出場所及び方法

提出期限 平成29年6月21日（水）

土曜・日曜・祝休日を除く。午前9時から午後5時まで。

提出方法 上記5（1）の窓口へ持参に限る。

(5) 質問の受付・回答方法

提出期限 平成29年6月7日（水） 午後3時必着

回答 平成29年6月13日（火）

提出先 上記5（1）のメールアドレスまで

その他 提出の際はメールの件名の先頭に「プロポーザル質問」と記載し、
送付後、上記5（1）の担当宛に電話での連絡を行うこと。

(6) 区からの質問の送付・回答方法

提案書提出後、提出された提案書に基づき、区から各参加事業者宛に質問書をメールで送付する。

送付日 平成29年6月27日(火)(予定)

回答期限 平成29年6月30日(金)(予定 質問に回答期限を記載する)

提出先 上記5(1)のメールアドレスまで

6 その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 契約保証金 免除
- (3) 契約書作成の要否 要
- (4) 当該業務に直接関連する他の業務の委託契約を当該業務の委託契約の相手方と随意契約により締結する予定の有無 無
- (5) 提案書をもとに最終的な仕様を決定し、後日契約する。
- (6) 作業等を以下の日程(予定)で進める。
 - ・ 事前検討・打ち合わせ 7月～ 8月
 - ・ カスタマイズ実施 8月～ 9月
 - ・ テスト、操作説明 8月～ 9月
 - ・ 運用開始 10月
 - ・ システム運用 10月
- (7) 透明性、公平性を確保する観点から、本案件に参加を表明した者及び提案書を提出した者の称号・名称、並びに提案書を特定した理由(審査経過等)については、世田谷区情報公開条例(平成13年3月13日、世田谷区条例第6号)の規定に基づき第三者に開示する場合がある。
- (8) 本件の成果物の著作権は区に帰属する。
- (9) 関連情報を入手するための照会窓口「上記5(1)の窓口」に同じ
- (10) 提案に係る一切の費用については、すべて提案者の負担とする。
- (11) 提案に係る一切の書類に虚偽があると認められた場合は、当該提案は無効とする。
- (12) 提出期限以後の参加表明書及び提案書の差し替え又は再提出は認めない。
- (13) 提案者から提出された書類は返却しない。また、審査に必要な範囲で複製することがある。
- (14) 提案書の提出後に2.参加資格の要件に該当しないこととなった者は、提案書審査及び契約交渉の対象としない。
- (15) 本プロポーザルは事業者の選定を目的としており、区は提案書の内容に拘束されない。
- (16) 個人情報の取り扱いについては、「個人情報を取り扱う業務委託契約の特記事項」を、障害を理由とする差別の解消の推進への対応については、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する特記事項」を遵守すること。
- (17) 参加事業者から文書により自社の評価結果について説明依頼がある場合は、提案書が特定された理由又は特定されなかった理由の説明として、当該事業者の順位、総得点及び評価基準項目ごとの得点を情報提供する。
- (18) 詳細は説明書による。